

社会保障審議会  
介護保険部会（第107回）

資料 1 - 3

令和5年7月10日

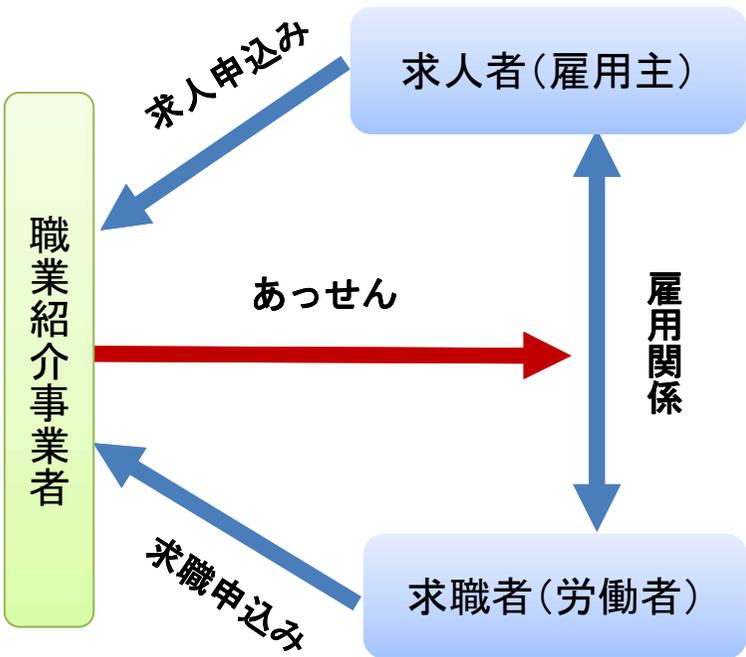
## 職業紹介・労働者派遣について

厚生労働省職業安定局需給調整事業課

# 職業紹介事業の概要

## ○職業安定法第4条第1項

この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすることをいう。



## ○許可・届出制

- ・ 有料・無料職業紹介ともに許可制
- ・ 学校、農協、商工会議所が行う無料職業紹介事業は届出制
- ・ 特定地方公共団体が行う無料職業紹介事業は通知制

## ○手数料

- ・ 手数料の種類、額等を定めた手数料表の厚生労働大臣への届出等
- ・ 手数料等の情報開示、求職者・求人者双方に対する手数料の明示等

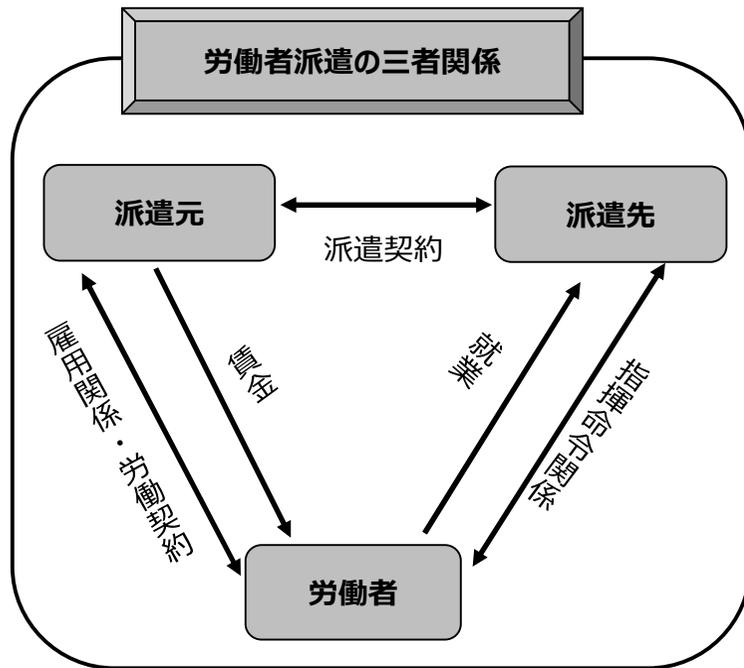
# 医師・看護師・保育士・介護サービス分野における有料職業紹介実績の推移

①常用就職実績（単位：件）			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
医師	15,605	15,958	18,242
看護師	56,442	49,260	57,305
保育士	23,599	24,877	23,059
介護サービスの職業	63,260	54,432	56,939
全職種	698,414	606,084	706,846
②常用就職に係る手数料（単位：千円）			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
医師	16,200,088	17,582,549	18,132,317
看護師	36,736,825	29,396,949	32,795,596
保育士	12,773,554	13,539,391	12,378,901
介護サービスの職業	21,664,462	26,478,321	23,895,519
全職種	553,642,432	502,880,452	597,332,587
③常用就職1件当たりの手数料（=②/①、単位：千円）			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
医師	1,038	1,102	994
看護師	651	597	572
保育士	541	544	537
介護サービスの職業	342	486	420
全職種	793	830	845

（出典：職業紹介事業報告）

# 労働者派遣制度の概要

- 労働者派遣とは、「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること」（労働者派遣法第2条第1号。下図参照）をいい、派遣禁止業務等の規制が設けられている。



## 1. 派遣禁止業務

- ①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④病院等における医療関連業務（※）
- ※）紹介予定派遣の場合、産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する労働者の業務の場合等については行うことが可能。

## 2. 許可制

すべての労働者派遣事業について、許可が必要。  
（許可の有効期間は、新規3年、更新5年）

# 医療・保育・介護分野における派遣状況

## 医療・保育・介護分野における主な業務の派遣料金及び派遣労働者の賃金実績(平均)

①派遣料金(単位:円)			
業務	平成30年度平均	令和元年度平均	令和2年度平均
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	36,193	41,069	41,980
保健師、助産師、看護師	21,008	21,774	22,267
社会福祉専門職業従事者 ※	14,575	14,868	15,976
介護サービス職業従事者	14,153	14,406	14,973
全業務平均	23,044	23,629	24,203

②派遣労働者の賃金(単位:円)			
業務	平成30年度平均	令和元年度平均	令和2年度平均
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	23,919	27,726	29,791
保健師、助産師、看護師	14,397	14,915	15,141
社会福祉専門職業従事者 ※	9,872	10,018	10,750
介護サービス職業従事者	9,592	9,755	10,205
全業務平均	14,888	15,234	15,590

※福祉相談指導専門員、福祉施設指導専門員、保育士、その他の社会福祉専門職業従事者(日本標準職業分類(中分類)に基づく職種)

(出典:労働者派遣事業報告)

## 医療・保育・介護分野における主な業務別派遣労働者数

○派遣労働者数(単位:人)			
業務	令和元年	令和2年	令和3年
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	3,568	3,400	1,448
保健師、助産師、看護師	6,709	6,605	9,498
社会福祉専門職業従事者 ※	7,729	7,648	9,501
介護サービス職業従事者	30,233	34,025	34,554
合計	1,565,799	1,562,090	1,686,697

※福祉相談指導専門員、福祉施設指導専門員、保育士、その他の社会福祉専門職業従事者(日本標準職業分類(中分類)に基づく職種)

(出典:労働者派遣事業の毎年6月1日現在の状況)

# 医療・介護・保育分野における職業紹介について

## 経緯・これまでの対応

**医療・介護・保育分野**に従事する労働者を採用する際の職業紹介事業者を支払う**手数料が高い・転職勧奨により早期離職**してしまうといった指摘等があり、「医療介護福祉保育職等の人材の円滑な確保を考える議員連盟」（会長：根本匠議員）を中心に対応策が議論されてきた。厚生労働省では、議連での議論等を踏まえ、各種措置を講じてきた。具体的には、

- 平成29年改正職業安定法や関係指針において、**手数料等の情報開示義務**や**返戻金制度の推奨**、**就職後2年間の転職勧奨の禁止**などを規定（平成30年1月1日施行）。実績のある職業紹介事業者に対する労働局の集団指導、求人者を対象とした労働局の説明会を実施。
- 紹介した就職者の転職の勧奨につながるような**「就職お祝い金」などを禁止**する職業安定法に基づく**指針を改正**（令和3年4月1日施行）。
- 令和2年度に**医療・介護・保育の各分野毎**の職業紹介事業に係る協議会を開催し、関係団体にも参画いただきながら**適正な職業紹介事業者の基準を策定**。同基準をもとに、令和3年度に**適正な事業者を認定する制度を創設**。**49社（うち医療39社、介護21社、保育13社）を認定し公表（令和5年3月現在）**。
- 職業紹介事業者の法令違反の疑いについて、『**「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口**』を都道府県労働局に設置し相談を受け付け、寄せられた情報を基に必要な対応を行う（令和5年2月1日）。
- **ハローワーク**において、医療、介護、保育などの人材不足分野の人材確保を支援するための**人材確保対策コーナーを拡充**（令和4年度：+2箇所〈計113箇所〉、令和5年度：+2箇所〈計115箇所〉）。

## 今後の対応

「規制改革実施計画」、議連の緊急提言等を踏まえ、次の対応を検討。

### 1. 悪質な職業紹介事業者の排除

- ・『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』の一層の周知
- ・3分野の有料職業紹介事業者に対して、転職勧奨・お祝い金規制に係る集中的指導監督の実施
- ・求人者が適切な職業紹介事業者を選択できるよう、契約する際に確認すべきポイントをまとめたリーフレットの作成

### 2. 有料職業紹介事業の更なる透明化

- ・3分野の紹介手数料の平均値・分布、離職率について、地域（都道府県又は広域のエリア）ごと、職種ごとに、公表。
- ・離職状況の公表状況が不十分な事業主に対して追跡調査を徹底させるとともに、離職者数の掲載期間を現行の2年から5年へ延長。

### 3. 優良な紹介事業者の選択円滑化

- ・3分野適正事業者認定制度の認定基準に、6か月以内に離職した場合に返戻を行うことの追加を含め、認定基準の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。

### 4. ハローワークの機能強化

- ・労働者が定着しない理由に着目した求人者への支援を関係機関と協力し実施
- ・業界団体と連携したイベント開催等の実施
- ・オンライン上での求人・求職者の利用推進
- ・ハローワークごとの職種別就職実績を毎年度公表

# 医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度

当該分野の適正な職業紹介事業者を「見える化」することで、当該分野の求人者が、サービスの内容や品質、その費用等を予め把握し、法令遵守をはじめ一定の基準を満たした適正な事業者を選択可能

## 必須基準

「法令を遵守しているか」を含めて適正認定事業者が必ず満たさなくてはならない基準

分野別に定められた13～15項目のすべてをクリアする必要

### 例

- ✓ 職種別に手数料を公表している
- ✓ 早期離職時の返戻金制度を設けている
- ✓ 求職者に「お祝い金」を支給していない
- ✓ 自らの紹介により離職した者に対し、転職勧奨をしない
- ✓ 転職活動をみだりに助長するような広告をしない
- ✓ 要配慮個人情報、本人の同意を得ないで取得していない

## 基本基準

求職者や求人者に対してより良いサービスを提供するために適正事業者として満たすことが望ましい基準

分野別に定められた11～13項目のうち一定数以上の項目をクリアする必要

### 例

- ✓ 求職者のキャリア、志向、希望の勤務時間や曜日・勤務場所等の制約を把握した上で、適した就業先の紹介を行っている
- ✓ 求人者からの求人申し込みは、電話だけではなく、書面、FAX、メールで受け付けている
- ✓ 手数料率を含むサービス提供条件は、求人者に充分説明し理解を得た上で、契約締結により事前合意している
- ✓ 求人情報は、一定期間の後、必要に応じて充足や変更等の確認を行っている

本認定制度は以下団体の協力により創設

### 医療分野

- ・ (公社) 全日本病院協会
- ・ (公社) 日本医師会
- ・ (一社) 日本医療法人協会
- ・ (公社) 日本看護協会
- ・ (公社) 日本歯科医師会
- ・ (公社) 日本精神科病院協会
- ・ (一社) 日本病院会

### 介護分野

- ・ (一社) 全国介護事業者連盟
- ・ (社福) 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会
- ・ 高齢者住まい事業者団体連合会
  - （公社）全国有料老人ホーム協会、
  - （一社）全国介護付きホーム協会、
  - （一社）高齢者住宅協会
- ・ (公社) 全国老人福祉施設協議会
- ・ (公社) 全国老人保健施設協会

### 保育分野

- ・ (社福) 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
- ・ (公社) 全国私立保育連盟
- ・ (社福) 日本保育協会

適正認定事業者 49社※

(医療分野39社、介護分野21社、保育分野13社)

※令和5年3月公表

【認定マークの付与】



【特設サイトで公表】



# 『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』について

- ・人材不足が特に顕著な医療・介護・保育分野において、職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースが発生していることから、令和5年2月1日より都道府県労働局に特別相談窓口を設置
- ・相談窓口に寄せられた情報を基に、職業紹介事業者に手数料の明示義務違反等がないか把握し、必要な対応を行うもの

## 窓口設置の経緯

- ・医療・介護・保育分野に従事する労働者を採用する際、職業紹介事業者に支払う手数料が高い、転職勧奨により早期離職してしまうといった指摘が寄せられている。
- ・これまで、手数料等の情報開示の義務化や適正な事業者を認定する制度の創設などの取組を行ってきたが、更なる対応として、医療・介護・保育分野の求人者が相談しやすくなるよう窓口を明確化し、法令違反等の相談があった場合は、指導監督等必要な対応を行う。

## 職業紹介事業者の遵守事項

- ・**職業紹介手数料等の情報開示義務**
- ・職業紹介手数料の**返戻金制度の勧奨**
- ・自らの紹介により就職した者（※）に対して、**就職後2年間の転職勧奨の禁止**（※）無期雇用契約に限る
- ・紹介した就職者の転職の勧奨につながるような「**就職祝い金**」などの**禁止**

## <関係団体へ周知>

### 医療分野

- ・（公社）全日本病院協会
- ・（公社）日本医師会
- ・（一社）日本医療法人協会
- ・（公社）日本看護協会
- ・（公社）日本歯科医師会
- ・（公社）日本精神科病院協会
- ・（一社）日本病院会

### 介護分野

- ・（一社）全国介護事業者連盟
- ・（社福）全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会
- ・高齢者住まい事業者団体連合会
  - （公社）全国有料老人ホーム協会、
  - （一社）全国介護付きホーム協会、
  - （一社）高齢者住宅協会
- ・（公社）全国老人福祉施設協議会
- ・（公社）全国老人保健施設協会

### 保育分野

- ・（社福）全国社会福祉協議会 全国保育協議会
- ・（公社）全国私立保育連盟
- ・（社福）日本保育協会

### 職業紹介事業者

- ・（一社）日本人材紹介事業協会
- ・（公社）全国民営職業紹介事業協会

# 令和5年「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定） 【医療・介護・保育分野の職業紹介にかかる概要】

## 「規制改革実施計画」

### < 医療・介護・感染症対策分野 >

#### (4) 働き方の変化への対応・運営の合理化

医療・介護・保育分野における人材確保の円滑化のための有料職業紹介事業等の制度の見直し

- ・ 3分野の求人者向け特別相談窓口をより広く周知する。
- ・ 3分野の紹介事業者への集中的指導監督を実施し、その際、求人者に対する調査を含めたより実効性のある調査手法を活用する。
- ・ 3分野の紹介事業者の実勢手数料の平均値・分布や職種別離職率を地域・職種ごとに毎年度公表する方向で検討する。  
厚生労働省「人材サービス総合サイト」における離職者数等の公表期間を2年から5年に延長する。
- ・ 「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」について、6ヶ月以内の離職の場合に相当額の手数料の返還を行うことを含め、認定基準の追加等を検討する。
- ・ 厚生労働省は、ハローワークの人材確保対策コーナーを中心に、労働者が定着しない個々の理由に着目した求人者への支援強化を、関係機関と協力して実施する。
- ・ 業界団体と連携したイベントの開催等を積極的に実施するとともに、オンライン上での求人者・求職者双方の利用を推進する。
- ・ ハローワークごとの職種別の就職実績を毎年度公表する。